第4章　選手

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手（以下本章において「選手」という）の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
③ 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
④ U18または一般（Ⅰ種）に登録する選手で一般（Ⅱ種）のチームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得なければならない。
⑤ 一般（Ⅱ種）に登録する選手で他の一般（Ⅱ種）チームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。
⑥ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第94条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。
(1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
(2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
(3) 前条に反する行為

第95条〔日本代表チームへの招聘〕

① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条（削除）

第97条〔選手契約〕

① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
② 契約の対象となる選手は、満15歳以上（ただし、中学校在学の選手を除く）で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に18歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）
(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）
③ 契約の最長期間は4年間とする。
④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
⑤ プロ選手（第97条の2〔選手区分〕に定義する。）に関する契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる、所属チームが所属する団体が定め、本協会が承認する契約書式により締結されなければならない。
⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
(1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
(2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
(1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
(2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第97条の2〔選手区分〕

本協会における選手区分は、次の各号のとおりとする。

(1) プロ選手：その所属チームとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。バスケットボール競技の活動のほかに所属チーム等への労働提供がある場合や、所属チーム等の雇用者であっても、契約書上に「バスケットボール競技の活動」をすることでその対価を支払うまたは現物を支給（サービスの提供および権利付与を含む。）する旨の記載がある場合は、いずれもプロ選手とみなす。

(2) アマチュア選手：契約の有無にかかわらず、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者。

第97条の3〔選手区分の適用〕

① 次の各号の各連盟は、第97条の2に定める選手区分を規程に定める義務をおくものとする。

(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）

(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）

(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）

② 前項に定める連盟以外の連盟に所属する加盟種別が一般（Ⅰ種）である所属チーム、ならびに一般（Ⅱ種）、U18、U15およびU12カテゴリーのチームに所属する選手は、アマチュア選手のみとし、これらのチームが選手と契約を締結する場合には、チームは、加盟する所属団体に対し、本協会の承認を経たアマチュア選手誓約書を提出し当協会の承諾を得なければならない。

③ アマチュア選手は、所属チームから、バスケットボール競技の活動に関して、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他所属チームが必要と認めた手当以外を受領してはならない。

第98条〔エージェント等〕

エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「エージェント規則」に従うものとする。

第99条〔外国籍選手〕

① 外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日本人選手と見做す。

(1) 日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者（日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む）

(2) 第63条〔加盟種別〕に規定するU12の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校に在学する者

(3) 第63条〔加盟種別〕に規定するU15の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校を卒業し、かつ日本の中学校に在学する者

(4) 前3号のほか、別に定める「見做し日本人の認定等に関する運用細則」により認定された者

② 前項より、日本人選手として見做された者が、帰化により日本国籍を取得した場合でも、見做し日本人としての効力を失わず、帰化選手扱いとはしないものとする。

第99条の2〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。

② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。

④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。

⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。

(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）

(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）

(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）

⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。